

# 介護職員等による喀痰吸引等の実施について 【福祉・介護事業所の皆さんへ】

定期的（年1回以上）に **自主点検** をお願いします。

介護職員等による喀痰吸引等を実施する場合、  
社会福祉士及び介護福祉士法に規定された一定の要件を満たす必要があります。  
利用者の安全を期するため、適切に実施してください。



## 医療との連携

- ・医師の指示
- ・看護職員との連携、役割分担
- ・「計画書」「報告書」作成
- ・対象者本人や家族への説明・同意等



## ●介護職員による喀痰吸引等の実施

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ）
- 経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻経管栄養）

## ☑ 大原則 チェック項目

- 主治医** 「医師の指示書」があること  
**□介護職員等** 「認定特定行為業務従事者」であること  
 「登録研修機関」等の研修・教育機関において、一定の研修を修了し、広島県による認定を受けた介護職員等のみが実施できます。  
 事業所登録に必要な従事者証の交付は県に申請してください  
**□介護事業所等** 「登録特定行為事業者」であること  
 県へ事業者登録をしてください ※医療機関は登録する必要はありません

## ●「登録研修機関」

喀痰吸引等研修（「講義＋演習＋実地研修」）を行う機関です。  
 研修機関一覧は県のHPに掲載されています。  
 ※介護事業所等が研修機関になるには県への登録が必要です。（5年毎に要更新）

参考：「喀痰吸引・経管栄養における看護と介護との連携の概要」全国訪問看護事業協会 2013年

平成30年3月 広島県医療介護人材課

登録手続き等のお問い合わせ先  
 広島県医療介護人材課 介護人材グループ 電話 082-513-3142  
 HPアドレス：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/kakutan-top.html>  
 ＊事前に県のHPをご確認ください。様式等がダウンロードできます。

## 介護職員による喀痰吸引等制度の概要

平成 24 年 4 月から、介護職員等による喀痰吸引等が一定の条件の下で実施できる制度が導入されました。社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件を遵守し、適切に実施してください。

### 介護福祉士や介護職員等が、喀痰吸引等を行うためには

#### ■研修の修得

介護福祉士はその養成課程等において、  
介護職員等は一定の研修（「喀痰吸引等研修」）を受け、  
痰の吸引等に関する知識や技能を修得した上ではじめて喀痰吸引等を行うことができます。  
※平成 24 年制度創設時に経過措置対象者として認定された者は、口腔内の喀痰吸引と胃ろうが可能です（ただし、胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始を除く）。経過措置者に対する研修は終了しています。

#### 【研修内容と実施可能な行為】

|      |              |            | 不特定多数の者 |                          |    |                          | 特定の者 |                                     |
|------|--------------|------------|---------|--------------------------|----|--------------------------|------|-------------------------------------|
|      | 行為の種類        |            | 1号      |                          | 2号 |                          | 3号   |                                     |
| 基本研修 | 講義           |            | ●       | 50時間                     | ●  | 50時間                     | ●    | 8時間                                 |
|      | 演習（シミュレータ研修） |            | ●       | 各行為5回以上<br>救急蘇生法<br>1回以上 | ●  | 各行為5回以上<br>救急蘇生法<br>1回以上 | ●    | 1時間（回数の定めなし）                        |
| 実地研修 | 喀痰吸引         | ①口腔内       | ●       | 10回以上                    | ◎  | 10回以上                    | ◎    | 特定の対象者が必要な行為について、知識・技能を習得したと認められるまで |
|      |              | ②鼻腔内       | ●       | 20回以上                    | ◎  | 20回以上                    | ◎    |                                     |
|      |              | ③気管カニューレ内部 | ●       | 20回以上                    | ◎  | 20回以上                    | ◎    |                                     |
|      | 経管栄養         | ④胃ろうまたは腸ろう | ●       | 20回以上                    | ◎  | 20回以上                    | ◎    |                                     |
|      |              | ⑤経鼻        | ●       | 20回以上                    | ◎  | 20回以上                    | ◎    |                                     |

凡例：●必修 ◎選択可能

実施可能な行為⇒

①～⑤全て実施可能

実地研修で修了した行為のみ実施可能

※ 3 号研修は、重度障害児・者や訪問サービス利用者など特定の利用者への実施を前提としたものです  
※ 介護福祉士や実務者研修修了者であっても実地研修を終えていない方は喀痰吸引等の行為はできません。

#### 【主な研修機関とカリキュラム】

|             | 基本研修（講義＋演習） | 実地研修 |
|-------------|-------------|------|
| 喀痰吸引等登録研修機関 | ○           | ○    |
| 実務者研修機関     | ○           | ▲    |
| 介護福祉士養成校    | ○           | ▲    |

凡例：○必ずカリキュラムに含まれる ▲カリキュラムに含まれていない場合がある

※ 実地研修を終えていない介護福祉士や実務者研修修了者は「実地研修」を別途修了する必要があります。  
※ 基本研修を修了している者は、登録研修機関において研修内容が一部免除される場合があります。

#### ■「認定特定行為従事者証」の取得

必要な研修を修了した介護福祉士や介護職員等は、その修了証を県に提出し、  
「認定特定行為業務従事者証」の交付を受ける必要があります。  
ただし、この従事者証を持っても県の認定を受けた「登録特定行為事業所」に所属していなければ、喀痰吸引等行為ができませんので、ご注意ください。

## 喀痰吸引等を業として行うには

### ■「登録特定行為事業者」としての登録

個人であっても、法人であっても、「登録特定行為事業者」としての登録が必要です。

#### 【登録基準】

| 1. 医療関係者との連携に関する基準（法第48条の5第1項第1号）      |                                                                                                    |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①                                      | 登録特定行為従事者が特定行為を実施するにあたり、 <u>医師の文書</u> による指示を受けること。                                                 |
| ②                                      | 医師・看護職員が特定行為を必要とする方の状況を定期的に確認し、登録特定行為従事者と情報共有を図ることにより、医師・看護職員と登録特定行為従事者との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。 |
| ③                                      | 特定行為を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、特定行為の実施内容等を記載した <u>計画書を作成</u> すること。                           |
| ④                                      | 特定行為の実施状況に関する <u>報告書を作成</u> し、医師に提出すること。                                                           |
| ⑤                                      | 特定行為を必要とする方の状態の急変に備え、 <u>緊急時の医師・看護職員への連絡方法</u> をあらかじめ定めておくこと。                                      |
| ⑥                                      | 特定行為の <u>業務の手順等</u> を記載した書類（業務方法書）を作成すること。                                                         |
|                                        |                                                                                                    |
| 2. 特定行為を安全・適正に実施するための基準（法第48条の5第1項第2号） |                                                                                                    |
| ①                                      | 特定行為は、 <u>登録特定行為従事者</u> に行わせること。                                                                   |
| ②                                      | 安全確保のための <u>体制を整備</u> すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。                                                     |
| ③                                      | 必要な <u>備品</u> を備えるとともに、 <u>衛生的な管理</u> に努めること。                                                      |
| ④                                      | 上記1. ③の <u>計画書の内容</u> を特定行為を必要とする方又はその家族に説明し、 <u>同意を得る</u> こと。                                     |
| ⑤                                      | 業務に関して知り得た <u>情報を適切に管理</u> すること。                                                                   |

\* 上記の詳細については、下記の省令及び通知もあわせてご確認ください。

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 121 号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）  
（平成 25 年 3 月 12 日付社援発 0312 第 24 号）

### ■登録時の内容に変更があった場合

行為の種別に変更が生じる場合は、事前に県へ申請をしてください。

代表者・事業所住所、喀痰吸引等従事者名簿、備品一覧等に変更があった場合は県へ届出をしてください。